

## 八代市総合計画策定基本方針

### 1. 法的な位置づけ（根拠）

地方自治法第2条第4項において規定

「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、それに即して行うようにしなければならない。」

### 2. 総合計画の名称、構成及び目標年度

#### (1) 名 称

「八代市総合計画」

#### (2) 構 成

総合計画はまちづくりの基本理念を示す「基本構想」、これに沿ってより具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」及び、毎年度の実施事業等を掲げる「実施計画」により構成します。

#### ①基本構想

〈性 格〉地方自治法第2条第4項に規定される構想で、本市のまちづくりの方向性を示す計画

〈内 容〉時代の潮流やまちづくりの課題などを踏まえ、まちづくりの基本理念、将来像、将来指標を明らかにし、これらを実現するための「施策の大綱」を示します。

〈計画期間〉10年

〈そ の 他〉議会議決の対象となります。

#### ②基本計画

〈性 格〉基本構想を策定した市における行政計画の最上位計画

〈内 容〉基本構想に想定される「施策の大綱」等を実現するための具体的な「施策大綱ごとの計画」を明らかにします。

〈計画期間〉5年（前期5ヶ年、後期5ヶ年により構成）

#### ③実施計画

〈性 格〉基本計画に掲げられる事業・施策を実施していくための年度計画・財政計画

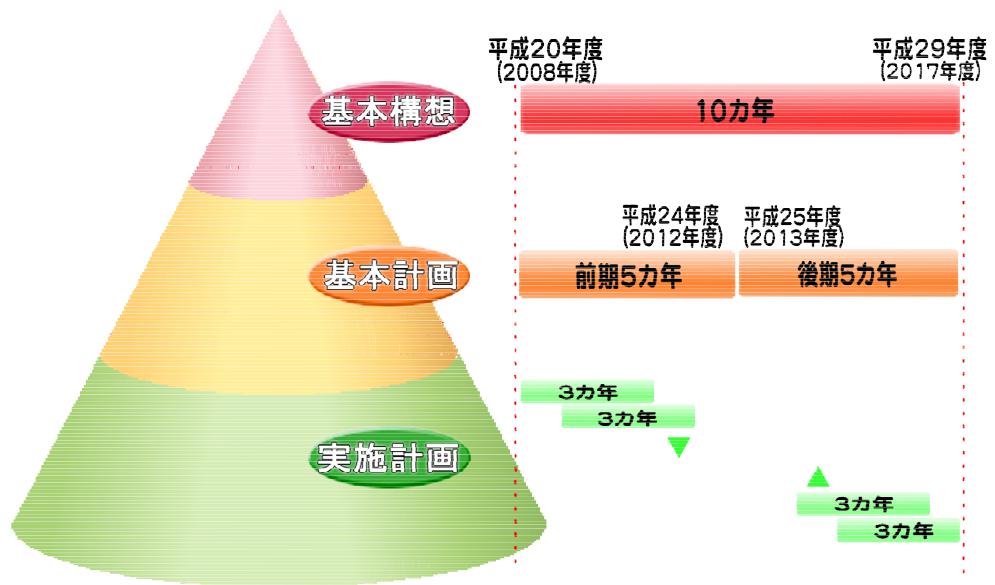
〈内 容〉毎年度実施する事業・施策を掲げます。

〈計画期間〉3年（ローリング方式により毎年度見直し）

#### (3) 目標年度

平成29年度を目標年次とし、20年度から29年度までの10年計画。

# 八代市総合計画



### 3. 総合計画策定方針

この総合計画は新市建設計画を基礎とし、さらに、新たな市民ニーズを踏まえ、発展させた計画として、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応し、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことによって、新しい都市像を実現するための総合的な方針や具体的裏づけのある実効性の高い施策を示したものとするを総合計画素案策定の方向性とする

- 新市建設計画を基礎とする
- 市民の意見の反映に努める
- 市民にも行政にもわかりやすい計画とする
- 実効性のある施策を示した計画とする
- 行政評価との連動を図る

## 策定組織の役割

### (1) 総合計画策定委員会

#### 目 的

- 総合計画策定基本方針を参考に素案策定の方向性を定め、起案委員会を指導・助言する。
- 起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討して、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。

#### 構 成

担当副市長(委員長)、副市長、収入役、教育長、各部長、各支所長

### (2) 総合計画起案委員会

#### 目 的

- 策定委員会の定めた方向性に従い起案専門部会を指導・助言する。
- 専門部会毎に作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を策定する。
- 所属部課かいにおいて総合計画の対象となる事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

#### 構 成

本庁に属する関係各課かい長及び各支所の総務課長

### (3) 総合計画起案専門部会

#### 目 的

- 起案委員会委員のもとで各部課かいごとに作成された計画案を、各部会ごとに分類整理して検討を加え、当該部会ごとの素案を作成する。

#### 構 成

策定委員会が指名した者

## 諮問機関

### (4) 総合計画策定審議会

#### 目的

- 総合計画（基本構想及び基本計画）原案について市長の諮問に応じて審議し、答申する。  
※条例により設置された組織である。

#### 構成

学識経験者、市民団体代表者、アドバイザーとして関係機関(国、県他)

### (5) 地域審議会 （6地域）

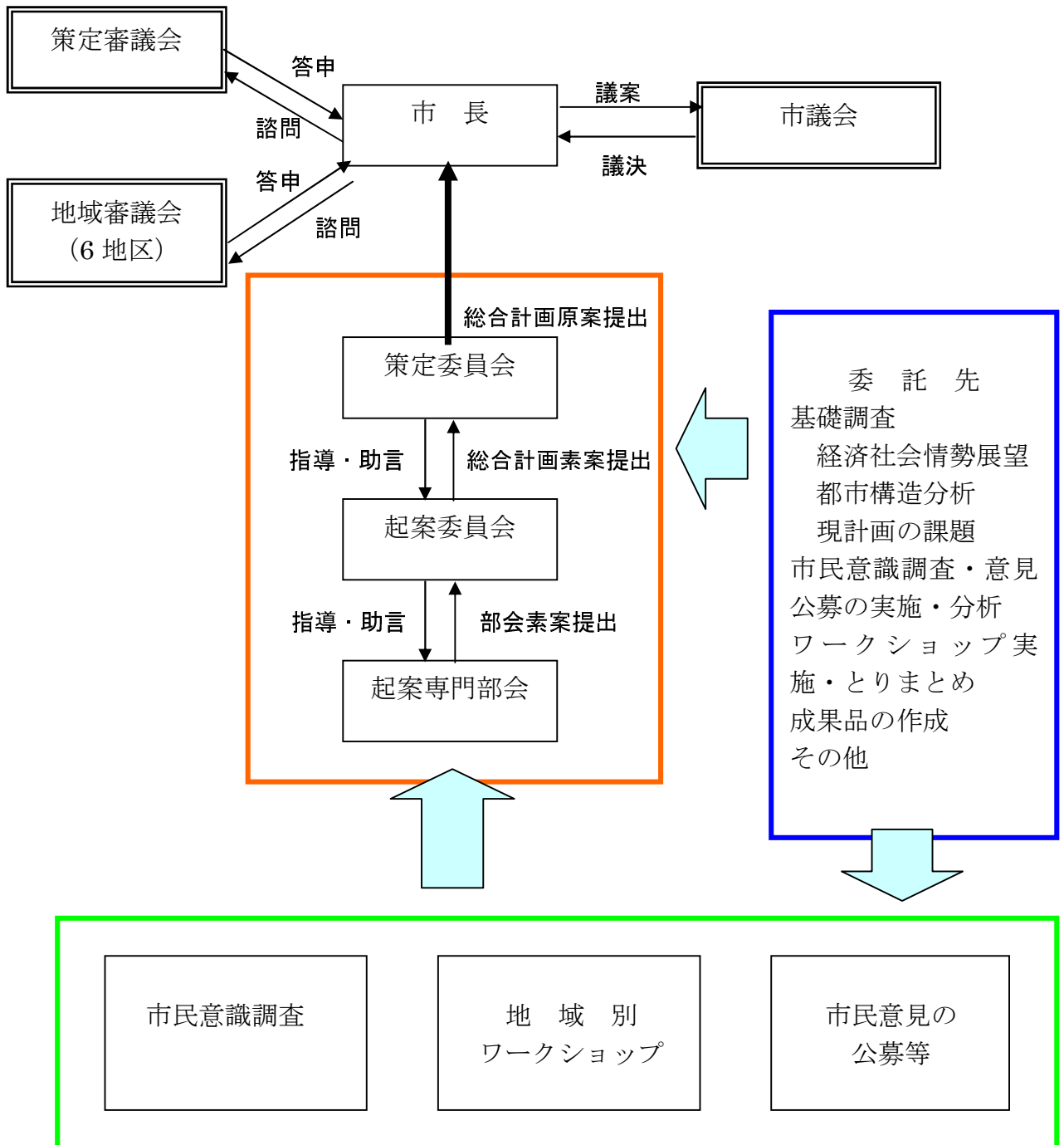
#### 目的

- 当該区域に係る総合計画（基本構想）原案について市長の諮問に応じて審議し、答申する。
- 当該区域に係る総合計画（基本計画）原案について市長から報告を受け意見することができる。
- ※合併特例法により設置された組織である。

#### 構成

設置区域に住所を有する住民自治代表等から市長が任命した者

# 基本構想策定組織の構図



## 市民意見の集約状況

### □地域別ワークショップ

地域別ワークショップは、市民が日常の生活の実感から合併後のそれぞれの地域のまちづくりの目標と施策の方向性を明らかにし、総合計画に反映していくとともに、住民自治への意識づくりを目的として開催。（報告書については、市のホームページに掲載中。）

開催状況と参加者数（市内6地域で各地域3回開催、ワークショップ参加者数は、延べ428名。（下表））

開催地域	申込者数	第1回	参加者数	第2回	参加者数	第3回	参加者数	計
八代地域	66名	9月8日(金)	53名	9月29日(金)	45名	10月20日(金)	27名	125名
坂本地域	32名	9月7日(木)	27名	9月28日(木)	25名	10月19日(木)	24名	76名
千丁地域	30名	9月5日(火)	27名	9月26日(火)	20名	10月17日(火)	16名	63名
鏡地域	30名	9月14日(木)	24名	10月5日(木)	21名	10月26日(木)	20名	65名
東陽地域	31名	9月13日(水)	22名	10月4日(水)	18名	10月25日(水)	10名	50名
泉地域	30名	9月11日(月)	19名	10月2日(月)	21名	10月23日(月)	9名	49名
計	219名		172名		150名		106名	428名

### □市民意識調査

#### ◇市民アンケート

近年のめまぐるしい社会変化への対応、新しいまちとしての一体感の醸成、そして本市各地域の特性を活かしたまちづくりを市民と行政が一体となって進めていくため、市民の意見や意志を把握し、「八代市総合計画」策定と、今後のまちづくりを進めるための基礎資料とする。

#### アンケート対象

八代市在住の20歳以上男女 3,000人

（八代市の中学校区を参考に、10地域（旧八代市を5地域、旧町村5地域）に分け、地域の人口を考慮した比例配分により標本を層化無作為抽出。）

#### 調査項目

##### （1）基本項目

性別、年代、職業、居住地域（校区）、居住年数 他

##### （2）設問項目

消費動向、交通手段、市政に対する要望、市民性、市の未来像、市政への関心度・参加意識、その他意見 他

実施結果 平成18年8月下旬～9月上旬、配布数：3,000票、回収数：1,151票、回収率：38.4%

（報告書については、市のホームページに掲載中。）

#### ◇中学生アンケート

市の将来を担う中学生の意見を把握し、「八代市総合計画」策定と、今後のまちづくりを進めるための基礎資料とする。

アンケート対象 八代市立の16中学校に在学している中学2年生全員

#### 調査項目

##### （1）基本項目 性別

##### （2）設問項目 進路希望、市への居留意志、市の将来像他

実施結果 平成18年9月下旬、配布数：1,301票、回収数：1,286票、回収率：98.8%

（報告書については、市のホームページに掲載中。）

# 総合計画への市民意見の反映

## 市民アンケート

### □取り組みが求められているもの

※八代市で暮らす上での満足度と今後の市の取り組みとしての重要度の差が大きいもの

- 働きがいのある職場がある
- 人口が増加し発展の可能性がある
- 活気がありにぎわっている

『活力』

### □住んでみたいと思うまちの姿

- 治安が良く、交通事故や犯罪も少なく、安心して暮らせるまち
- 医療や福祉が充実し、子どもや高齢者、障害者にやさしい福祉のまち
- 山や川や海などの自然環境を大切にするまち

『安心』  
『やすらぎ』

## 中学生アンケート

### □取り組みが求められているもの

- 災害に対して安全である
- 歩道の広さや段差解消などバリアフリー化が進んでいる
- 働きがいがある職場がある

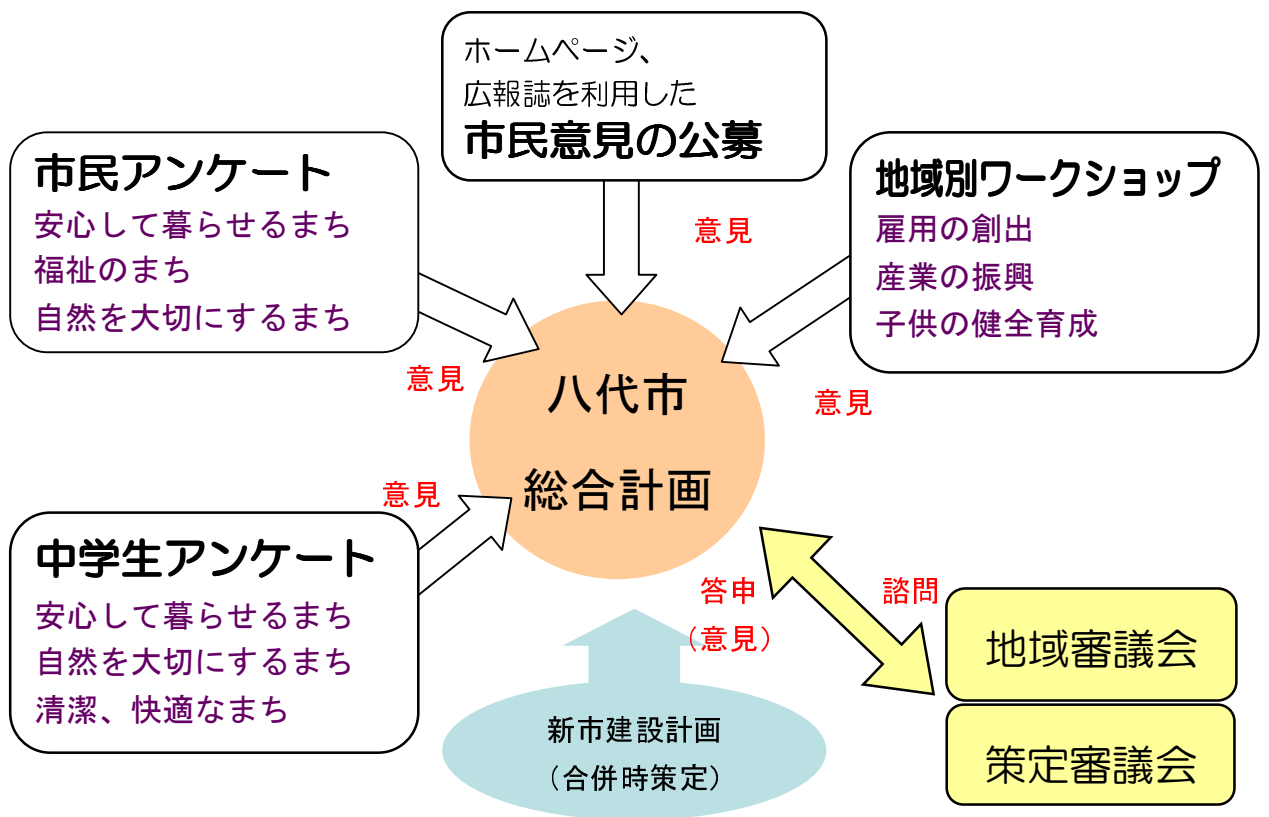
### □住んでみたいと思うまちの姿

- 治安が良く、交通事故や犯罪も少なく、安心して暮らせるまち
- 山や川や海などの自然環境を大切にするまち
- ゴミや公害のない清潔・快適なまち

## 地域別ワークショップ

### □地域の重点課題

- 企業誘致や地場産業の振興などにより雇用の場を創出すべき
- 農産物のブランド化やツーリズム、地産地消などにより農林水産業を活性化すべき
- 家庭、地域、学校が一体となって、子どもたちの豊かな心を育む教育を進めるべき



## 市の将来像

やすらぎと活力にみちた

魅力かがやく 元気都市“やつしろ”

多様で豊かな自然の恩恵のもと、安全で快適に暮らせるやすらぎにあふれたまちづくりをすすめる、また、従来からの産業の集積と広域交通の拠点性を背景に南九州の拠点都市として、活力にみちたまちを目指します。

さらに、お互いを尊重しあう平和な社会のもと、健康で安心して暮らせる、人の魅力がかがやくまちづくりをすすめる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える元気なまちを目指します。



# 総合計画策定状況について

## ＜庁内策定組織＞

### ◇総合計画起案専門部会

- 第1回 平成18年7月24日(月) 八代市総合計画策定基本方針の説明
- 第2回 平成18年8月2日(水) 新市建設計画における「基本方針」「施策の大綱」などの分類・整理
- 第3回 平成18年8月9日(水) 新市建設計画における「基本方針」「施策の大綱」などの分類・整理
- 第4回 平成18年8月21日(月) 新市建設計画における「基本方針」「施策の大綱」などの分類・整理
- 第5回 平成18年10月12日(木) 総合計画体系図(案)について検討
- 第6回 平成18年10月19日(木) //
- 第7回 平成18年10月26日(木)  
基本構想(案)について検討
- 第8回 平成18年10月27日(金) //
- 第9回 平成18年11月7日(火)  
市民意見が反映された基本構想(案)について検討
- 第10回 平成18年11月13日(月) //



### ◇総合計画起案委員会

- 第1回 平成18年7月13日(木) 八代市総合計画策定基本方針の説明
- 第2回 平成18年8月28日(月) 総合計画の体系、将来像、基本目標の表現について検討
- 第3回 平成18年11月21日(火) 総合計画体系図(案)、  
基本構想(素案)について検討
- 第4回 平成19年1月22日～23日  
総合計画基本構想原案について文書にて照会



### ◇総合計画策定委員会

- 第1回 平成18年7月3日(月)  
八代市総合計画策定基本方針の説明
- 第2回 平成18年9月4日(月)  
総合計画の体系について
- 第3回 平成18年11月27日(月)  
総合計画の体系、将来像、基本目標の表現について検討
- 第4回 平成18年12月8日(金)  
総合計画体系図(案)、基本構想(素案)について検討
- 第5回 平成19年2月1日(木)  
基本構想(原案)について検討



## <審議会>

### ◇地域審議会（6地域）

- 第2回（平成18年5月26日（金）～6月2日（金））総合計画策定基本方針について説明。
- 第3回（平成18年9月26日（火）～10月5日（木））八代市総合計画基本構想(案)について(諮問)
- 第4回（平成18年12月19日（火）～12月22日（金））八代市総合計画基本構想（素案）について
- 第5回開催予定（平成19年2月13日（火）～2月16日（金））基本構想原案の提示。答申まとめ

### ◇総合計画策定審議会

- 第1回（平成18年7月19日（水））八代市総合計画策定基本方針の説明
- 第2回（平成18年10月25日（水））総合計画の体系図（案） 新市建設計画を基にした場合を提示
- 第3回（平成18年12月26日（火））基本構想素案提、総合計画体系図（案）を提示
- 第4回開催予定（平成19年2月20日（火））基本構想原案を提示。答申まとめ



# 八代市総合計画（基本計画）策定基本方針

## 1. 基本計画

〈内 容〉基本構想で明らかにした将来像を実現するため、必要な基本的施策を体系的に示したもので、具体的な「施策大綱ごとの計画」を明らかにします。

〈計画期間〉5年（前期5ヶ年、後期5ヶ年により構成）

前期：平成20年度～24年度

後期：平成25年度～29年度 ※今回は前期計画のみ策定。

備考：実施計画

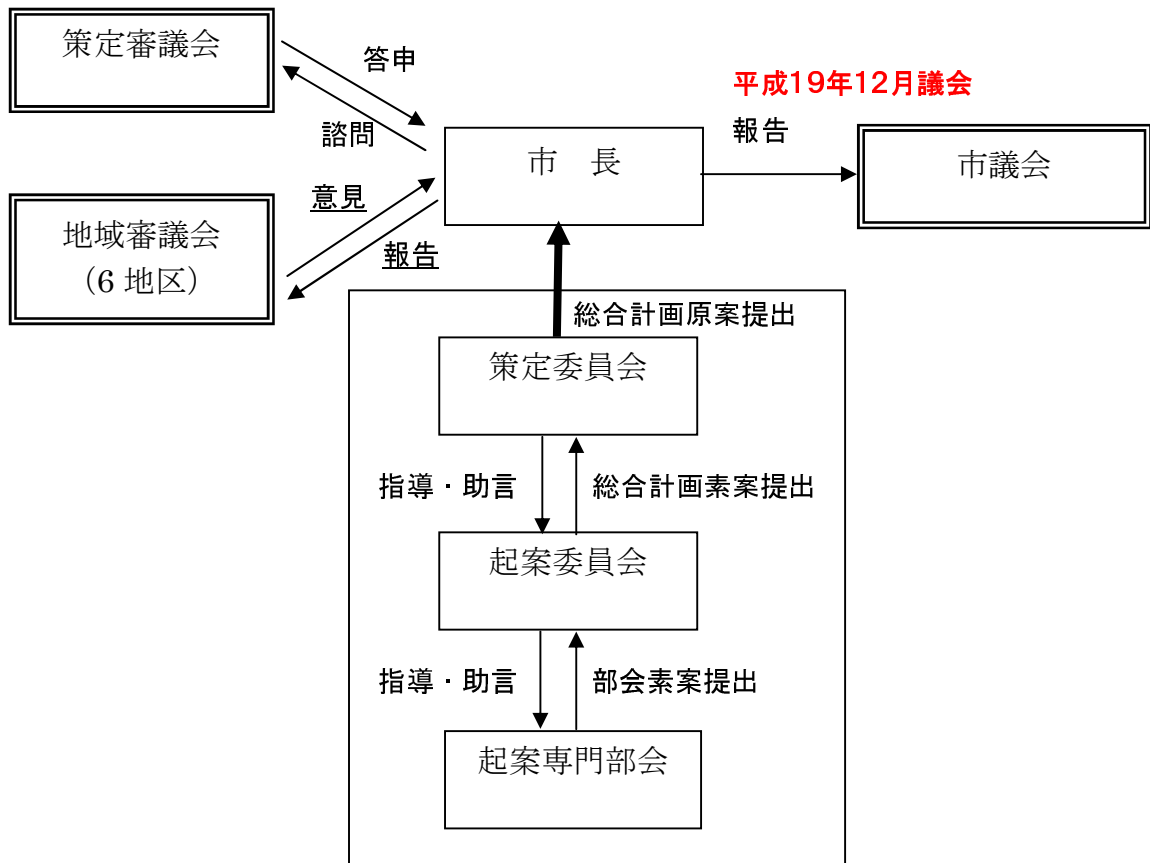
〈内 容〉基本計画に掲げられる事業・施策を実施していくための年度計画・財政計画。毎年度実施する事業・施策を掲げます。

〈計画期間〉3年（ローリング方式により毎年度見直し）

## 2. 総合計画（基本計画）の決定

基本計画は、起案委員会が作成した計画案を策定委員会で調整し、審議会の諮問を経て、市長が決定する。（八代市総合計画の策定に関する規程第8条の2）

## 3. 基本計画策定組織の構図



#### 4. 基本計画構成（案）

##### 第1部 総論

###### 第1章 基本計画が目指すもの

###### 第2章 目標年次と構成

（1）目標年次

（2）構成（具体的施策の体系図）

##### 第2部 各論

###### 第1章 誰もがいきいきと暮らすまち

###### 第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

###### 第1項 人権尊重意識の向上

○背景と目的 ○施策の体系 ○成果指標

○具体的取り組み ○参考資料

###### 第2項 男女共同参画の推進

###### 第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり

###### 第1項～

###### 第3節 健やかに暮らせるまちづくり

###### 第1項～

###### 第2章 郷土を拓く人を育むまち

###### 第3章 安全で快適に暮らせるまち

###### 第4章 豊かさにとぎわいのあるまち

###### 第5章 人と自然が調和するまち

##### 第3部 重点プロジェクト

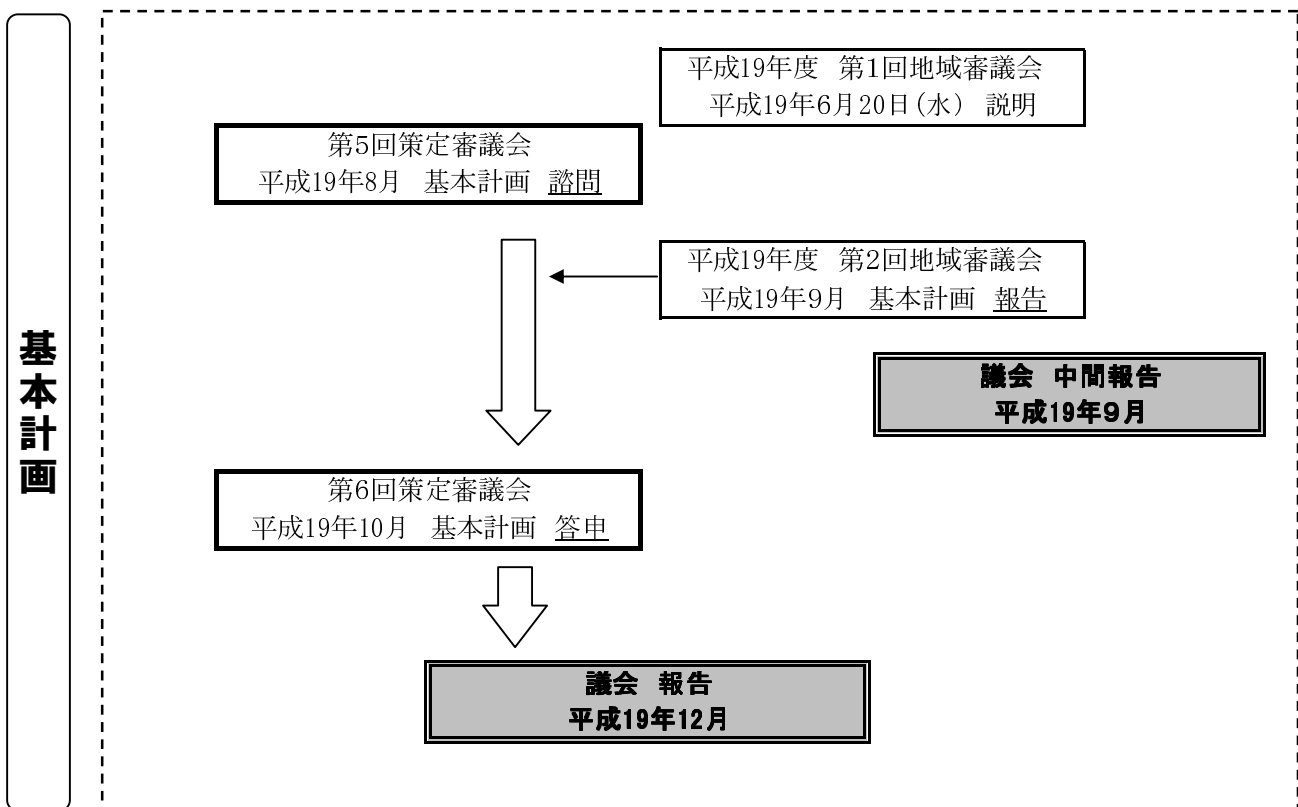
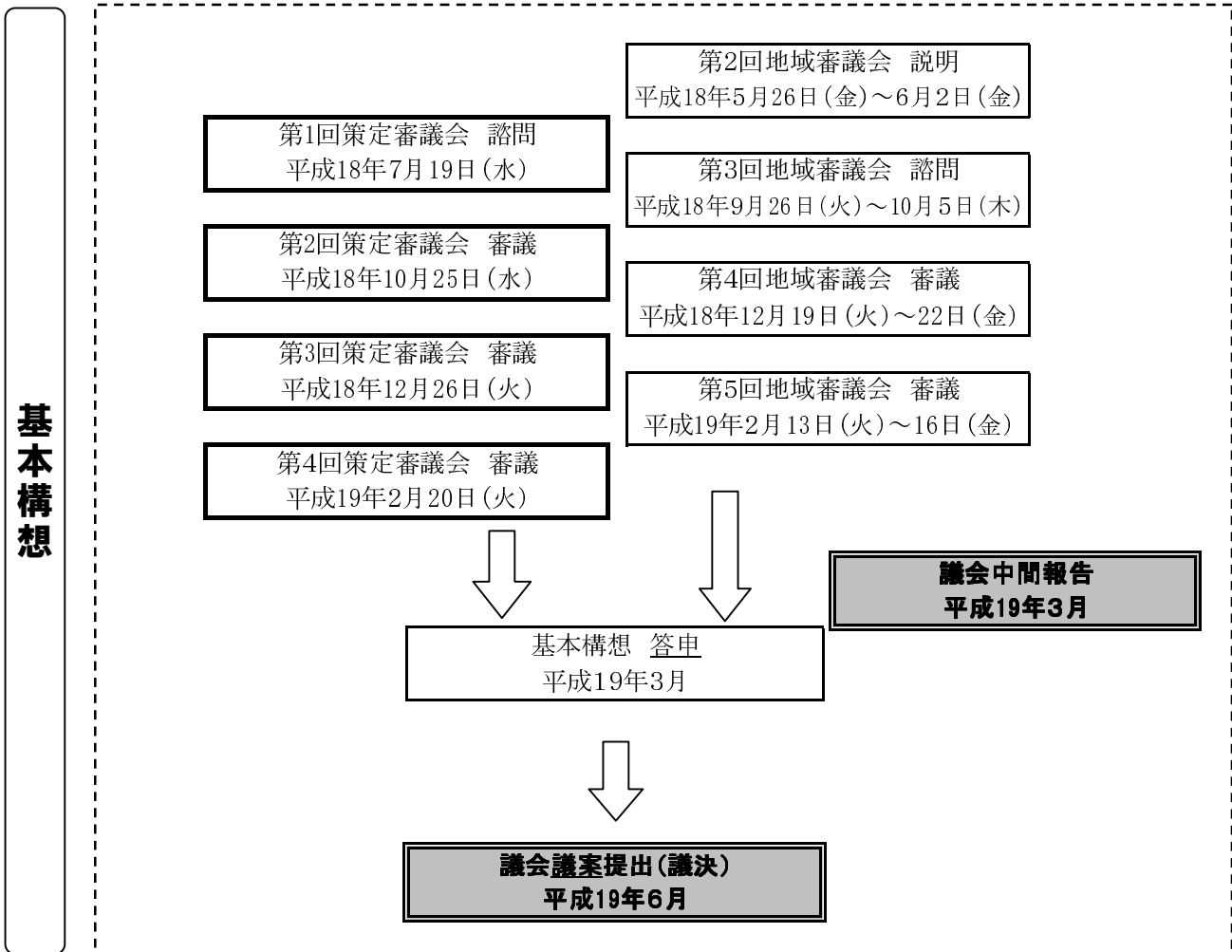
##### 第4部 計画推進の方策

###### 第1章 効率的・効果的な行財政の運営

###### 第2章 協働によるまちづくりの推進

##### 第5部 地域別計画

## 総合計画（基本構想・基本計画）策定の流れ



## 八代市総合計画の策定に関する規程

平成17年8月1日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、八代市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画)

第2条 この訓令において「総合計画」とは、市政の総合的な計画をいい、次に掲げる基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

- (1) 基本構想 本市の将来の振興発展を展望し、これに立脚した市政運営の施策の大綱を明らかにしたもので、基本計画及び実施計画の基礎となるもの
- (2) 基本計画 基本構想に掲げた施策の大綱を具体化し、その目標達成のために必要な基本的施策を明らかにしたもので、実施計画の基礎となるもの
- (3) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画

(委員会等)

第3条 総合計画を策定するため、次の委員会及び部会を置く。

- (1) 総合計画策定委員会
- (2) 総合計画起案委員会
- (3) 総合計画起案専門部会

2 各委員会及び部会の委員は、市及び市以外の関係機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の委員長は、助役をもって充てる。

4 総合計画起案委員会(以下「起案委員会」という。)の委員長は、企画振興部企画調整課長をもって充てる。

5 総合計画起案専門部会(以下「専門部会」という。)の各部会の長は、各部会の委員の互選による。

6 各委員会及び各部会の長は、必要の都度それぞれの委員会及び部会を招集する。

(策定委員会)

第4条 策定委員会は、起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討して、総合計画原案を策定し、市長に提出する。

2 策定委員会は、総合計画素案の策定の方向性を定め、起案委員会に対し、指導し、及び

助言することができる。

(起案委員会)

第5条 起案委員会は、専門部会ごとに作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を作成し、策定委員会に提出する。

2 起案委員会は、策定委員会が定めた方向性に従い、専門部会に対し、指導し、及び助言することができる。

3 起案委員会委員は、前項に定めるほか、当該委員の所属する部課かいに係る総合計画の対象となるべき事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、起案委員会委員のもとで各部課かいごとに作成された計画案を、各部会ごとに分類整理して検討を加え、当該部会毎の素案を作成し、起案委員会に提出する。

(資料の提出等)

第7条 策定委員会、起案委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(総合計画の決定)

第8条 基本構想は、八代市総合計画策定審議会(以下次項において「審議会」という。)の諮問を経、かつ、議会の議決を経て、市長が決定する。

2 基本計画は、起案委員会が作成した計画案を策定委員会で調整し、審議会の諮問を経て、市長が決定する。

3 実施計画は、基本計画に従い、起案委員会が作成した計画案を策定委員会で調整し、市長が決定する。

(庶務)

第9条 策定委員会、起案委員会及び専門部会の庶務は、企画振興部企画調整課で処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

## 八代市総合計画策定審議会設置条例

平成17年8月1日

条例第9号

(設置)

第1条 八代市に八代市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、八代市総合計画策定に関する事項について市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、自ら市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱した委員25人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。



## 総合計画策定審議会出席者

番号	機関	役職	出席者 (敬称略)	備考
審議会委員	八代工業高等専門学校	校長	宮川 英明	
	中九州短期大学	商経学科 助教授	百原 敏弥	
	崇城大学	工学部 建築学科	野田 洋	
	八代商工会議所	副会頭	櫻井 憲吾	
	八代地域商工会連絡協議会	泉村商工会 経営指導員	紫垣 利光	商工会合併のため、内部にて検討中
	八代地域農業協同組合	担い手対策課 課長	浜田 哲治	
	八代漁業協同組合	組合長	杉田 金義	
	八代森林組合	参事	宮川 政義	
	八代経済開発同友会	幹事	西嶋 真弓	
	(社)八代青年会議所	直前理事長	澤田 雄市	
	(社)八代市医師会	会長	林 邦雄	
	八代市体育協会	会長	小松 八郎	
	八代市総合社会教育推進協議会連合会	会長	草部 史考	
	八代市文化協会	副会長	小寺 ヤエ子	
	八代市小中学校校長会	代表 太田郷小学校校長	坂本 哲朗	
	八代市市政協力員協議会	副会長	邑田 照男	
	八代市民生委員児童委員協議会	副会長	田川 維善	
	八代市地域婦人会連絡協議会	会計	高嶋一二三	
	八代市身体障害者福祉協議会	会長	上田 義治	
	八代市老人クラブ連合会	会長	米田 常男	
地域審議会代表	八代地域審議会	代表		H18 一川 誠一
	坂本地域審議会	代表		H18 岩本 卓治
	千丁地域審議会	代表		H18 米田 實
	鏡地域審議会	代表		H18 猿渡 光次
	東陽地域審議会	代表		H18 山本 義孝
	泉地域審議会	代表		H18 谷口 清和
アドバイザー	国土交通省九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所	所長	宮石 晶史	H18 中村 義文
	国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所	所長	藤巻 浩之	
	熊本県八代地域振興局	局長	安倍 康雄	H18 廣田 大作